

租税特別措置法施行令第三十九条の三十四の三第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件

○租税特別措置法施行令第三十九条の三十四の三第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件

〔令和五年三月三十一日経済産業省告示第五十号〕

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三十四の三第三項の規定に基づき、同条第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件を次のように定める。

租税特別措置法施行令第三十九条の三十四の三第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三十四の三第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件は、事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）四へ（１）及び（２）に該当するこれらの規定の関係事業者等であることとする。

附 則〔令和五年三月三十一日経済産業省告示第五十号〕

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

附 則〔令和六年三月三十日経済産業省告示第六十二号〕

この告示は、令和六年四月一日から施行する。